

産地パワーアップ事業公募要領

平成29年3月17日
沖縄県農林水産部園芸振興課

1 事業趣旨

環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を踏まえ、畑作・野菜・花き・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を図る必要がある。

このため、産地パワーアップ事業では、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 事業内容

(1) 生産支援事業

①助成対象となる取組の範囲

・リース方式による農業機械等の導入

※本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む。）

・生産資材の導入等

(ア) 果樹の改植

(イ) 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材（パイプハウスのパイプ、高機能な被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）

(ウ) 簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃

②取組主体

市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者（中小企業基本法第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者）

③補助率

国費（1/2以内）＋県費※（10%以内）＋市町村費

※県費については、市町村費の補助費に合わせ10%以内で補助。

(2) 効果増進事業

①助成対象となる取組範囲

・事業計画の策定（旅費、報償費、需用費、使用料、賃借料）

・農業機械の導入実証に要する経費

②取組主体

地域協議会（担い手育成総合支援協議会又は果樹産地構造改革計画に基づく協議会）

③補助率

定額（1/2相当）

3 応募方法等

(1) 公募期間

平成29年4月3日から平成29年6月30日まで

(2) 必要書類

各事業の申請に必要な書類は、別紙のとおり

(3) 提出先

①取組主体から市町村担い手育成総合支援協議会等への申請

別記様式第5号の様式により、お住まいの市町村の担い手育成総合支援協議会等に提出してください。

なお、複数の市町村にまたがる広域的な組織については、主な市町村の担い手育成総合支援協議会等と相談のうえ提出してください。

②市町村担い手育成総合支援協議会等から沖縄県への申請

別記様式第4号の様式により、沖縄県農林水産部園芸振興課に提出してください。

(4) 提出期限

①市町村担い手育成総合支援協議会への提出期限

(申請者 → 市町村担い手育成総合支援協議会)

平成29年6月9日(金)17時まで(必着)

②沖縄県への提出期限

(市町村担い手育成総合支援協議会等 → 沖縄県農林水産部園芸振興課)

平成29年6月30日(金)17時まで(必着)

4 審査方法

以下のとおり審査を行い、助成対象者を選定するとともに、予算の範囲内で助成金の額を決定します。また、各審査において不採択となった場合は、その旨を通知します。

なお、審査の結果、助成を承認しようとする額が計画した額以上となった場合は、一律に助成率を引き下げたうえで、予算の範囲内で助成金の額を決定します。

主な審査内容は、

① 必要書類が揃っているか。

② 目標設定の適性度や、過度な事業導入、適正価格、導入後の計画的運用などチェック項目を設け、都道府県実施方針に基づく基本的な取組要件を満たしているか。

により、詳しく審査します。

なお、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出を求める場合があります。

5 申請書等の提出に当たっての留意事項

- (1) 申請が多数となった場合は、助成率を引き下げたうえで助成金の額を承認することになりますので、このことを理解したうえで申請をお願いします。
- (2) 申請書等に不備があった場合は、不採択となりますので、必要書類の内容や記入方法については、あらかじめ、市町村の担い手育成総合支援協議会又は農業担当課を通じて確認、相談をするようお願いします。
- (3) 全ての審査が完了するまで、1ヶ月程度の期間を要します。
各見積書の有効期限は、申請の日から1ヶ月以上設けてくださいますようお願いいたします。
- (4) 審査の過程において、虚偽の記載が認められた場合は審査対象外とし、本事業に係る以後の公募においても審査対象外とします。
- (5) 申請書等の提出書類は、返還しません。
- (6) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者負担とします。
- (7) 申請者の氏名又は名称は、公開する場合があります。

6 承認後の取組主体の責務

承認決定を受けた取組主体は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たっては、以下の項目を遵守するものとします。

- (1) 取組主体は、産地パワーアップ事業実施要綱・要領及び都道府県実施方針等を遵守し、事業の推進についての責任を持たなければならない。
- (2) 取組主体は、交付を受けた助成金の管理に当たっては、適正に執行する必要があるとともに、助成金の経理を明確にしなければならない。
- (3) 取組主体は、本事業により導入した機械又は資材を、本事業の完了後においても事業の目的に従い、適正な利用と管理を行わなければならない。
- (4) その他、義務が課されることがある。

7 問い合わせ先

沖縄県農林水産部園芸振興課 経営構造対策班
電話 098(866)2266

必要書類

1. 生産支援事業

<p>【様式】 別記様式第5号（整備事業・生産支援事業）</p>
<p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none">・別添1-1 産地パワーアップ事業の機械リース計画書・別添1-2 機械リース計画書・別添2-1 産地パワーアップ事業の資材導入等計画書（資材導入等の取組用）・別添2-2 資材導入等計画書・別添2-3 果樹の改植に係る計画書
<p>【その他添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none">・申請者の規約等（申請者が組織の場合）・機械の算定根拠（導入規模が適正であることが確認できるもの）・見積依頼時の仕様書等・複数の販売業者の見積書の写し（原則3者以上）・機械のカタログ等

2. 効果増進事業

<p>【様式】 別記様式第5号（効果増進事業）</p>
<p>【添付書類】 実証機械リースの取組を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none">・別添1 （リース方式による機械等の導入の取組用）・別添2 個票（リース方式による機械等の導入の取組用）
<p>【添付書類（任意様式）】</p> <ul style="list-style-type: none">・見積依頼時の仕様書等・複数の販売業者の見積書の写し（原則3者以上）・機械のカタログ等